

## HOTEL-NIDOM

### ご結婚式・ご披露宴・ご宴会・ご会合・ご宿泊 及び 団体ご利用 利用規約・承諾書

当ホテルではご結婚式・ご披露宴・ご宴会・ご会合・ご宿泊 及び 団体ご利用のご契約・ご利用に関して、以下の通り定めております。以下を承諾いただくことが、ご契約・ご利用の条件となります。

#### 1. ご契約成立について

ご契約は、お申込を当社が承った時に成立致します。ただし、ご結婚式・披露宴・一定額を超えるご宴会・ご会合・ご宿泊 及び 团体ご利用の場合には別途当社の定める期日までにお申込金50,000円又は別途当社の定める予約金をお支払いたい時に成立いたします（当社の定める期日までに申込金又は予約金の支払がない場合には契約は不成立とさせていただきます。）。

#### 2. ご利用料金のお支払いについて

ご利用料金につきましては、打合に基づいて御見積書を作成させて頂きます。最新の御見積書の記載内容をもって契約内容といたします。

最新の御見積書に従ってご請求いたしますので、ご請求額をご利用日の3日前までにお支払いただきます。但し、「会費制負担分」につきましては、当日お支払ください。ご利用日の3日前までに請求金額の全額（会費制負担分の当日支払予定分を除く。）のお支払がない場合にはキャンセル扱いとなる場合もありますのでご注意ください。

尚、当に差額が発生した場合は追加のご請求をさせて頂きます。（この場合、ご請求書発行後、一週間以内にお支払ください。）

振込手数料につきましては、お客様のご負担となりますので、予めご了承ください。

#### 3. 有料人数の確認

料理等を用意する人数の変更の場合には7日前までに当ホテルの担当係員にご連絡ください。それ以降は全ての手配が完了しておりますので、出席者が減少した場合でも最新の見積書記載の有料人数分の代金をご請求させて頂きます。また出席者の増加をお受けできない場合もありますので予めご了承ください。

ご宿泊人数の変更につきましては、以下の4.に順じ最新の御見積金額に応じてご請求させていただきます。

#### 4. キャンセル料・期日変更料

お客様の都合によりキャンセルまたは期日変更される場合、次の通りキャンセル料または期日変更料をお支払いただきます。  
①お申込日の7日後より、ご利用日の前日から起算して90日前まで。

・キャンセル料…お預かりした申込金又は予約金の全額の没収  
(但し、予約金が5万円未満の場合、又は当ホテルが特約により予約金の支払いを求めていない場合には5万円をキャンセル料とさせて頂きます。以下単に「5万円」と記載します。)

・期日変更料…無料

②ご利用日の前日から起算して89日目以降60日前にあたる日まで

・キャンセル料…最新の御見積総額の30%（サービス料を除く）（申込金又は予約金はキャンセル料に充当します。）  
・期日変更料…5万円

③ご利用日の前日から起算して59日目以降30日前にあたる日まで

・キャンセル料…最新の御見積総額の50%（サービス料を除く）（申込金又は予約金はキャンセル料に充当いたします。）  
ただし、宿泊料金については、最新の御見積金額の50%（サービス料を除く）

・期日変更料…5万円

④ご利用日の前日から起算して29日目以降7日前にあたる日まで

・キャンセル料…最新の御見積総額の80%（サービス料を除く）（申込金又は予約金はキャンセル料に充当いたします。）  
ただし、宿泊料金については、ご利用日の前日から起算して29日目以降15日前にあたる日まで最新の御見積金額の70%（サービス料を除く）・ご利用日の前日から起算して14日目以降7日前にあたる日まで最新の御見積金額の100%（サービス料を除く）

・期日変更料…5万円とご利用予定宴会室料の全額

⑤ご利用日の前日から起算して6日目以降2日前にあたる日まで

・キャンセル料…最新の御見積総額の90%（サービス料を除く）（申込金又は予約金はキャンセル料に充当いたします。）  
ただし、宿泊料金については、最新の御見積金額の100%（サービス料を除く）

・期日変更料…料理・飲み物の見積額の100%

⑥ご利用日の前日及び当日

・キャンセル料…最新の御見積総額の100%（サービス料を除く）（申込金又は予約金はキャンセル料に充当いたします。）  
・期日変更料…料理・飲み物の見積額の100%

※延期は解約の扱いに準じます。ただし、翌年度までに日程の確定している延期の場合にはキャンセル料は発生しません（ただし既に発注手配が完了している衣装・装花・美容・写真・ペーパーアイテム・引き出物などの品目につきましては、延期日の如何にかかわらず、その料金を頂戴いたします。また延期後のキャンセルの場合には遡って延期の対象となった御婚礼等についてのキャンセル料が発生します。）。

#### 5. 時間と追加室料

ご結婚式・ご披露宴・ご宴会・ご会合・ご宿泊及び団体ご利用等の使用開始から終了までのご契約時間はご予約の際に決定させていただいておりますが、このご契約時間を超過した場合は別に定める追加室料をお支払いいただきます。なお、追加室料をお支払いいただいてもご契約時間を延長できない場合もありますのでご了承ください。

#### 6. 装飾・余興等の手配・持込料

ご結婚式・ご披露宴・ご宴会・ご会合・ご宿泊及び団体ご利用に関連する装飾・余興および各種手配等につきましては、当ホテルより指定業者に手配させて頂きます。  
当ホテルの指定業者以外にお客様が直接依頼される場合は、事前に当ホテルが許可した場合に限ります。ただし、持込料は別途頂戴いたします。

#### 7. 施設内における事故・盗難・及び損害賠償請求

金銭その他貴重品につきましては、その価額を明告してフロントにお預けいただきない限り当ホテルの故意または過失の場合を除き当ホテルでは責任を負いません。  
又、当ホテルの故意または過失によらずに生じた事故・盗難につきましては、当ホテルは一切責任を負いかねますので、お客様において貴重品等の管理や事故の防止に十分ご留意ください。  
お客様もしくはご参列者及びご関係者の故意又は過失により、施設や什器備品が損傷した場合には、お客様にその補償を請求させていただきます。

#### 8. 契約締結の拒否・利用の停止

当ホテルは、次に掲げる場合において、契約の締結に応じません。

- 申込者又は利用者が次のイからハに該当すると当ホテルが認めるもの。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）・同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）・北海道暴力団の排除の推進に関する条例第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）・暴力団構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という。）。
  - ロ 反社会的勢力が事業活動を支配する法人その他の団体。
  - ハ 役員のうちに反社会的勢力に該当する者がある法人その他の団体。
- 申込者又は利用者が当ホテルに対して暴力的要要求行為を行い又は合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- 申込者又は利用者が他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をする恐れがあるとき。

#### 9. 解約

以下の場合は、ご結婚式・ご披露宴・ご宴会・ご会合・ご宿泊及び団体ご利用等を解約させて頂きます。

- 法令及び公序良俗違反の恐れがある場合
  - 他のお客様に迷惑のかかる恐れがある場合
  - 契約者又は利用者が前記8イ～ハに該当する恐れがある者との場合
  - 申込者又は利用者が当ホテルに対して暴力的要要求行為を行い又は合理的な範囲を超える負担を求めた場合
  - 天災その他、会場側の責任に帰ることのできない事由により会場が使用できない場合
- 尚、上記の場合の解約につきましては、解約にともなう損害賠償等、金銭のお支払いはいたしかねますのでご了承ください。

#### 10. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっておりますので、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- ①犬・猫・鳥その他の愛玩動物、家畜類等の持ち込み。（盲導犬は除く）
- ②発火または引火性の物品等の危険物、または悪臭を発する物の持ち込み。
- ③賭博等風紀を乱す行為、または他のお客様の御迷惑になるような言動。
- ④備付物の移動。
- ⑤ご予約等の使用目的以外のご利用。
- ⑥当ホテルで販売したお料理等のお持ち帰り（一部、お持ち帰り用として販売したものは除く）
- ⑦当ホテル内への飲食物の持ち込み。
- ⑧その他法令で禁じられている行為。

別紙婚礼プラン・料金表及び上記の利用規約を承諾して契約し、それらを遵守して利用いたします。

年 月 日

自署

